

相続税にもAI税務調査が導入へ

国税庁は2025年7月より、全国の相続税の税務調査において、AIを活用して選定した事案への「AI税務調査」を始めるようです。AIにより、申告漏れ等の税務リスクが高く調査の必要性がある事案を効率的に選定し、これまで以上に深度ある調査を行うことになりそうです。

対象となるのは、全国の税務署に提出された全ての相続税申告書となり、AI判定により、税務リスクを判定。そのスコアに応じて、税務調査の要否等が判断されます。

◆ 調査対象期間は2023年以降の相続がAI選定の対象

様々な分野でAIが活躍し始めていますが、税務調査の必要性が高い事案の判定にもAIが活用されます。2025年7月から全国税局等において、AIにより選定された相続税の事案に対する税務調査が開始されます。2023年以降に生じた相続に係る相続税申告書が、AIによる調査事案の選定の対象になるとのことです。

2023年分の相続税の申告書の提出に係る被相続人数は、15万5,740人で、課税割合(被相続人のうち相続税申告書の提出割合)は9.9%に上り、相続税の申告件数等の増加に伴い、調査必要度の高い事案も増えているようです。こうした背景をふまえて、AIの活用により調査対象の選定事務が効率化され、調査可能となる事案の増加を期待しているようです。これにより、的確な税務調査が推進されるのは良いことだと思います。毎年課税の機会がある法人税や所得税とは異なり、相続税の課税のタイミングは基本的に相続時の1度きりのため、税務調査が必要な事案を取りこぼさないよう、AIの導入で調査体制を強化する狙いです。

◆ 0から1の間で税務リスクをスコア付け

具体的な相続税の税務調査におけるAIの活用方法は次のとおりです。まず国税庁は、全国の税務署から納税者等より提出があった全ての相続税申告書のデータを集めます。各相続税申告書データの1つずつに、申告漏れ等の税務リスクが想定されるレベルとしてスコア付けをし、そのスコアは、0から1の間で0.01以下等の単位で細かく付けられます。

国税庁は、スコア付けした各相続税申告書データを各所管の国税局等に戻し、現場の各国税局等は、そのスコア等に基づき、各事案について、税務調査の要否、そして税務調査を行う場合でも実地調査又は電話等による“簡易な接触”を行うかなどの対応を判断することになります。

なお、スコアが0であるなど、税務リスクが極めて低いとAIにより判定された相続税申告書データについては、国税庁において税務調査の必要性がないものと判断するようです。

◆ 過去の調査実績から申告漏れ等の可能性を判定

AIがどのように相続税の申告漏れ等の税務リスクを判定し、スコア付けしているかという点については、過去の調査実績を踏まえ、これまでに申告漏れ等が生じた相続税申告書や財産債務調書等の法定調書などの情報から申告誤りの傾向を分析するようです。その分析結果に基づき、全国から集めた各相続税申告書データにおいて、申告漏れ等が生じている可能性をスコアとして表示するのです。しばらくはAIの判断にもズレがありそうですが、データが蓄積される度にその精度は高くなると思うので、申告前にAIチェックができれば便利ではありますが、利用はできないでしょうね。

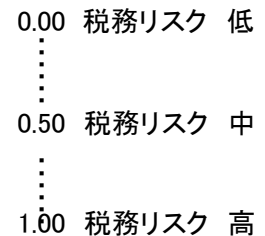
CONTENTS

相続税にも

AI税務調査が導入へ……………	P.1
所得税の「年収の壁」が 103万円から160万円へ……	P.2
退職所得の源泉徴収票等 提出範囲の拡大……………	P.4
2025年4月からの 高齢者雇用の対応策…………	P.4
リフィル処方箋は ご存知ですか……………	P.5
5月度の税務スケジュール……	P.5
今月の名言録……………	P.6
無料相談会実施中……………	P.6

最新情報は
ASAKのX(旧ツイッター)も
ご利用ください！

随時更新しますので
フォローして下さい！



所得税の「年収の壁」が103万円から160万円へ

「年収の壁」のうち、特に「103万円の壁」について、大きな話題になりました。「103万円の壁」とは、所得税が課税される年収ライン（給与収入）の基準です。2025年度の税制改正により、この年収ラインが引き上げられ、「160万円の壁」に変わりました。以下に、この改正の内容について説明します。

◆ 改正内容

(1) 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が、65万円に引き上げられます（改正前：55万円）。これにより、給与等の収入金額が190万円以下の方の控除額が増加します。

● 給与所得控除額……改正部分は太枠

給与等の収入金額	現行	改正
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円	
180万円超 190万円以下	収入金額×30%－8万円	
190万円超 360万円以下		収入金額×30%－8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%－44万円	収入金額×20%－44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%－110万円	収入金額×10%－110万円
850万円超	195万円(上限)	195万円(上限)

(2) 基礎控除の見直し

合計所得金額が2,350万円以下の方の基礎控除額が引き上げられ、58万円となります（改正前：48万円）。

● 所得税の基礎控除額……改正部分は太枠

合計所得金額	現行	改正
2,350万円以下	48万円	58万円
2,350万円超 2,400万円以下		48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円

(3) 基礎控除に特例措置

上記(2)の改正に加え、合計所得金額が655万円以下の場合には、合計所得金額に応じ、最大37万円が基礎控除額に上乗せされます。

この特例措置は、合計所得金額が132万円以下の場合の上乗せ控除額（37万円）のみ、恒久措置となります。それ以外は、2025年分と2026年分の2年間の限定措置です。

なおこれらの改正項目を整理すると、下表のようになります。

合計所得金額	給与収入のみの場合※	令和6年	令和7年・令和8年	令和9年
132万円以下	200万円以下	48万円	95万円	95万円
132万円超 336万円以下	200万円超 475万円以下	48万円	88万円	58万円
336万円超 489万円以下	475万円超 665万円以下	48万円	68万円	58万円
489万円超 655万円以下	665万円超 850万円以下	48万円	63万円	58万円
655万円超 2,350万円以下	850万円超 2,545万円以下	48万円	58万円	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	2,545万円超 2,595万円以下	48万円	48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	2,595万円超 2,645万円以下	32万円	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	2,645万円超 2,695万円以下	16万円	16万円	16万円
2,500万円超	2,695万円超	－	－	－

※1 所得金額調整控除は考慮外

※2 改正部分は太枠内

◆ 扶養控除等の「年収の壁」

配偶者や扶養親族にかかる控除にも改正の影響が及び、下記のように「年収の壁」が変わります。

【配偶者の給与収入金額と控除の関係】

配偶者の給与収入金額		収入金額を超えた場合
改正前	改正後	
103万円	123万円	配偶者控除の適用ができなくなる → 配偶者特別控除の対象
150万円	160万円	配偶者特別控除の満額適用(38万円)ができなくなる
201万円	201万円	配偶者特別控除の適用ができなくなる

【扶養親族の給与収入金額と控除の関係】

配偶者の給与収入金額		収入金額を超えた場合
改正前	改正後	
103万円	123万円	扶養控除の適用ができなくなる
—	123万円	特定親族特別控除の適用ができる
—	150万円	特定親族特別控除の満額適用(63万円)ができなくなる
—	188万円	特定親族特別控除の適用ができなくなる

※ 特定親族特別控除は、大学生等の一定の子を扶養する場合に受けられる控除です。

これまで扶養控除が学生バイトの働き控えの原因となっていたことから、その対策として、今回の改正で創設されました。

◆ 住民税の「年収の壁」

住民税については、基礎控除の改正はありません。給与所得控除の見直しは行われますので、所得税と同様に最低保障額が10万円引き上げられ、65万円となります。これにより、住民税の支払いが発生する「年収の壁」も、10万円引き上がります。

一般的には、従来は100万円が年収の壁でしたが、改正後は110万円になります。なお、住民税は自治体により異なるため、実際には年収の壁も自治体により異なります。

◆ 社会保険の「年収の壁」

社会保険には、次の2つの「年収の壁」があります。これらの壁を超えると手取りが減少する「手取りの逆転現象」が起こるため、働き控え等の要因となっています。

106 万円の壁	従業員51人以上の会社にお勤めの場合、健康保険・厚生年金保険の各保険料の支払いが発生
130 万円の壁	上記以外にお勤めの場合に、国民健康保険・国民年金の各保険料の支払いが発生

この他にも、昨今の物価上昇に対応し、以下の見直しが行われます。

(2025年分以後の所得税、2026年度分以後の個人住民税に適用)

- 同一生計配偶者と扶養親族の合計所得金額要件を58万円以下に引き上げ(現行:48万円以下)
- ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を58万円以下に引き上げ(現行:48万円以下)
- 勤労学生の合計所得金額要件を85万円以下に引き上げ(現行:75万円以下)
所得税では、家内労働者の事業所得等の所得の計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額も、65万円(現行55万円)に引き上げられます。

従来と比較してかなり複雑なしくみになっています。ご注意ください。



退職所得の源泉徴収票等 提出範囲の拡大

◆ 2026年1月以後支払分から税務署・市町村に提出

2025年度税制改正により、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の提出範囲が見直されました。現行では、退職手当等の支払者である会社が、同源泉徴収票等を税務署長と市町村長に提出する必要があるのは、受給者（居住者）が「役員」の場合のみとなっています。

これについて改正後は、「全ての居住者」に拡大し、受給者が従業員の場合も提出することが必要となります。2026年1月1日以後に支払うべき退職手当等に係る源泉徴収票等に適用されます。

◆ 改正後は全役職員について計3通作成

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は、源泉徴収義務者である会社が、居住者である従業員や役員に退職手当等を支給する場合に作成しなければなりません。国税に係る退職所得の源泉徴収票と、地方税に係る特別徴収票の兼用様式となっています。

現行においては、退職手当等の受給者が「法人の役員」の場合、①受給者交付用、②税務署提出用、③市町村提出用の計3通を作成し、それぞれに交付・提出する必要があります。受給者が「法人の役員以外（従業員）」の場合は、②の税務署長への提出、③の市町村長への提出は不要とされているため、①の受給者交付用のみ作成・交付すれば問題ありませんでした。しかし、改正後は、受給者が「居住者」に該当する場合は、①、②、③すべての交付・提出が必要となります。つまり、受給者が役員か従業員かによる違いは生じないため、いずれも税務署長と市町村長への提出が必要となります。

◆ 退職金の支払日ベースで適用

提出範囲の見直しは、「2026年1月1日以後に支払うべき退職手当等」に適用されます。退職日ベースではなく、支払日ベースで判断する点に注意してください。例えば、2025年12月末に会社を退職した従業員Aに、退職手当等を2026年1月中に支払った場合には、従業員Aに係る「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を税務署長と市町村長に提出しなくてはなりません。

なお、2025年度改正では、提出期日については見直しが行われていません。したがって、現行と同様に、原則として退職後1か月以内に、①受給者交付用を本人に、②税務署提出用を所轄税務署長に、③市町村提出用を受給者の住所地（支払年の1月1日現在）の市町村長に、それぞれ交付・提出することになります。

2025年4月からの高齢者雇用の対応策

高齢者雇用安定法の経過措置が終了し、2025年4月1日から、65歳までの雇用確保措置が完全義務化されました。高齢者雇用について、継続雇用制度を中心に確認したいと思います。

◆ 65歳までの雇用確保が義務化

60歳定年としている企業が比較的多くありますが、60歳を過ぎた後も働き続けている労働者は、たくさんいます。働く意欲のある高齢者が年齢に関係なく活躍できるよう、企業には65歳までの雇用確保措置を採ることが、法律で義務付けられています。

そのためには、次の3つのうちいずれかの対応をしなければなりません。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 定年制そのものを廃止する2. 定年年齢を65歳まで引き上げる3. 希望者全員が65歳まで働ける制度を導入する |
|---|

上記のうち「3」が「継続雇用制度」と呼ばれている措置です。定年年齢を65歳ではなく、60歳等とすることは問題ありません。しかしこのように65歳を下回る定年年齢を定めた場合には、「3」の継続雇用制度を導入し、「定年を迎えた従業員が希望したときは、原則、誰もが65歳まで働き続けることができる」という体制を整備する必要があります。

◆ 約7割が継続雇用制度を選択

では、上記3つの雇用確保措置のうち、企業はどれを採用しているのでしょうか。厚生労働省の調査によると、最も多く採用されているのが「3」の「継続雇用制度の導入」でした。全体の67.4%の企業が、この措置を採っていると回答しています（右上表）。

◆ 就業規則をご確認ください

「継続雇用制度」では、従業員が継続雇用を希望している場合、「これを拒否して継続雇用しない」という対応を採ることは、基本的には認められません。例外として、就業規則の「解雇事由」または「退職事由」に該当する場合には、継続雇用せず、雇用契約を締結しないことが認められています。

そのほか、2025年3月31日以前は「継続雇用の選定基準」として、定年時に継続雇用する対象者を限定する基準を就業規則で定めることができました。しかしこの経過措置も終了しています。就業規則に選定基準が残っている場合は、高年齢者雇用安定法違反となるため、速やかに削除する必要があります。

今回の継続雇用の選定基準の終了を機に、定年制度のあり方や就業規則を再確認し、適切な対応を行いましょう。

■雇用確保措置の内訳 (%)

	全企業	301人以上	21～300人
1. 定年制の廃止	3.9	0.7	4.2
2. 定年の引上げ	28.7	19.9	29.4
3. 継続雇用制度の導入	67.4	79.4	66.4

リフィル処方箋はご存知ですか

リフィル処方箋とは、慢性疾患などで症状が安定している患者が、医師の判断により一定期間内に最大3回まで繰り返し使用できる処方箋です。これにより、通院の回数を減らし、通院の負担を軽減できるというメリットがあります。

対象者は、慢性疾患などで症状が安定しており、医師がリフィル処方箋による処方が可能と判断した患者になります。これが発行されると、医師が指定した期間内に、処方箋を最大3回まで繰り返し使用できるのです。

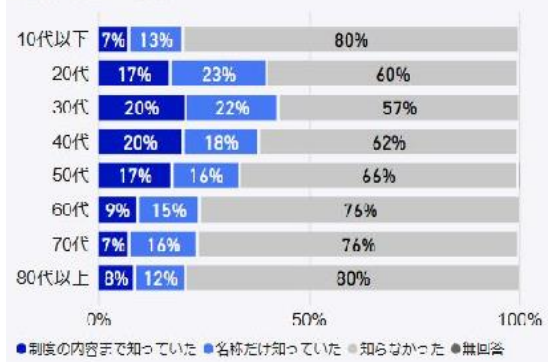
メリットとしては、通院回数を減らすことができ、通院にかかる時間や費用の削減が可能です。

注意点としては、リフィル処方箋を使用できる期間や回数は、医師が患者の病状などを考慮して判断します。2回目以降は、医師の診察を受けずに薬局で薬を受け取ることができる。

なお、症状の変化や体調の変化がある場合は、医師の診察を受ける必要があるので気を付けてください。

利用したい場合には、医師にリフィル処方箋の利用可能かどうかを相談してください。医師が適切と判断した場合、リフィル処方箋が発行されます。まだまだ制度そのものの認知度は約3割程度です。20代～40代では約4割となっていますが、積極的に活用したい制度です。

認知度の年代別



5月度の税務スケジュール

内 容	期 限
4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 5月12日(月)
3月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 } 納 期 限 } 6月2日(月)
個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知	
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
9月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分) ＜消費・地方消費税＞	
確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付	
自動車税の納付、鉦区税の納付	

今月の名言録

自己の可能性を限りなく追求する

「何か良いアイデアはないか」と、人はアイデアを外に求めがちです。

しかし私は、外に求めるのではなく、自分が今やっている仕事の可能性をとことん追求して、改良を加えていき、想像もつかないような大きな革新を図ることができました。

このようなことを知らず、結果だけを見て、先見性があると人は評価しますが、決して一般に言う先見性が私にあったわけではありません。

もし、このような状態を先見性があるとするならば、私たちは既存のもののあらゆる可能性を追求することによって、卓越する先見性を身につけることができると言えるでしょう。

不透明な時代を乗り切るには、先見性を身につけていかねばなりません。

その先見性は、外に求めても得られません。

自分の技術、自分の経験など、自分の周辺にあらゆる可能性を追い求めていくのです。

時代がどう変わろうと、自分の足下を見つめ、自己の持てる可能性を限りなく追求していくことが、

革新に至る王道であろうと思っています。

(「心を高める、経営を伸ばす」 稲森和夫 PHP研究所刊)



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっていますので、事前にご連絡いただきます様よろしくお願いいたします。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

